

議案第 37 号

甲府市中小企業振興融資条例の一部を改正する条例制定について
甲府市中小企業振興融資条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年 2 月 26 日提出

甲府市長 樋 口 雄 一

甲府市中小企業振興融資条例の一部を改正する条例

甲府市中小企業振興融資条例（昭和 55 年 3 月条例第 11 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項に次の 1 号を加える。

(11) 女性おうえん資金

第 4 条第 1 項中「第 9 号まで」の次に「及び第 11 号」を加える。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

女性活躍社会の実現及び本市産業の振興に資するため、女性おうえん資金を創設するについては、この条例を制定する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

